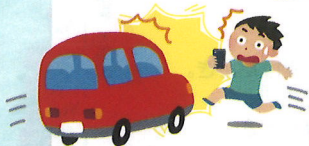


こんな事故が対象となります！

人と車



事故には、くれぐれも注意しましょう。

人と自転車



車と車



車両の自損事故



車と自転車



自転車と自転車



※加入者が交通事故で負傷（ケガを）して治療を受けた場合、請求により見舞金を支給します。

自転車・バイクなどの
単独事故も
人身事故として
警察へ
届けましょう。



町村住民の
助け合いで
万に
備えましょう。



もし
交通事故に
あつたら
必ず警察へ
届けましょう。

「交通災害共済」は、わずかな掛金で、
会員相互の助け合いによって、見舞金をおくる共済事業です。

個人情報の管理

交通災害共済加入者の個人情報は、見舞金請求に対する共済金の支払いのほか、支払いのための調査、共済事業の充実などに必要な範囲でのみ利用させていただきます。

沖縄県市町村総合事務組合／那覇市旭町116番地37（自治会館5階）

年間一人
500円

家族そろって加入しましょう

500
令和七年

そなたで安心
未来のための
ワンコイン！

各町村役場・沖縄県市町村総合事務組合

交通災害共済

共済期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日まで

※令和7年2月1日から受け付けます！

詳しくは、お住いの町村役場へお問い合わせください。



はじめに

沖縄県市町村総合事務組合（一部事務組合）は、沖縄県内の全町村で組織され、住民に対する「**交通災害共済事業**」を実施しております。

この共済は、今日、交通戦争という言葉がつかわれるほど数多くの交通事故が起こっており、このため交通事故による死傷者が激増していることから、被災者の窮状を救い、経済的損失を軽減するため、**加入者 1 人 1 人が相互扶助協力の精神に基づき、見舞金を支給する共済事業です。**

どうか、この趣旨にご賛同いただき、ぜひご加入して下さいをお願いします。



この制度のあらまし

□ 会員の資格は

県内町村に住民登録している方、または外国人登録をしている方は、年齢に関係なく誰でも加入できます。また、修学のため、一時的に他市町村へ転出されている方も、加入することができます。

□ 共済掛金は

加入者 1 人につき年額 500 円です。

※納められた掛金は、返還できませんので、ご了承下さい。



□ 共済期間は

毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。ただし、4 月 1 日以降に加入される方は、各役場で加入申込書が受理された日の翌日から、共済期間満了の日（3 月 31 日）までとします。

□ 見舞金が支給される交通事故とは

- ① 日本国内で一般自動車道、国道、県道、市町村道など、一般の人や車などが自由に往来することができる場所での交通事故です。
- ② 自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバス、汽車、電車、気動車、モノレール、船舶（交通の用に供する小型船舶を含む）及び航空機などに乗っていて衝突したり、転落した場合や、これらの乗り物にはねられたり、ひかれたりした場合に支給されます。

□ 見舞金が支給されない交通事故とは

● 次の交通事故の場合は、見舞金の支払いはいたしません。

- ① 自殺行為による交通事故
- ② 無免許運転による交通事故
- ③ 酒気帯び運転による交通事故
- ④ 著しく速度制限に違反した運転（25 キロ以上オーバー）
- ⑤ 天災などが原因で起きた事故
- ⑥ 一般の人が立ち入ることができない作業場、鉄道または軌道の線路内で起きた交通事故
- ⑦ 虚偽の請求によるもの
- ⑧ トラクター、耕運機、ブルドーザーなどで作業中に起きた事故
- ⑨ 小児用の自転車（三輪車など）による事故



□ 見舞金の全部または一部を支給制限される交通事故とは

● 次の事故の場合は、見舞金の全部または一部を支給制限されることがあります。

- ① 正当な理由なく傷害の治療に関する医師の指示に従わなかったとき。
- ② 不正に見舞金の支払いを受けようとしたとき。
- ③ 故意または重大な過失による交通事故。
- ④ 窃盗または無断で他人の車を運転して事故を起こしたとき。
- ⑤ 無免許運転と知りながら同乗し、交通災害を受けたとき。
- ⑥ 通行禁止制限違反をして交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
- ⑦ 信号を無視して交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
- ⑧ 追い越し不敵により交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
- ⑨ 無謀運転により交通事故を起こし、交通災害を受けたとき。
- ⑩ 組合長が見舞金の支払いを著しく不適当と認めたとき。



□ 見舞金の請求期限は

- 見舞金の請求期限は、事故発生日から 1 年以内です。1 年以上経ってから請求されても見舞金はお支払いいたしません。
- 見舞金の支払いを受けられた方で、その後、当該事故による災害の程度が加重して、上位の等級に移行し、その差額を請求する場合は、事故発生日から 2 年以内とします。



手続きの方法

□ 加入申込の方法

- ① 加入申込は、1 人 1 口に限ります。
- ② 各世帯毎に配布された加入申込書に、掛金を添えて**各町村役場担当窓口**へお申し込み下さい。ただし加入申込期間中（2 月 1 日から 3 月 31 日まで）は、**各字の自治会長さん**でも受付けております。

□ 見舞金の請求方法は

- ① 交通事故にあった場合、本人または加入申込者が災害見舞金請求書に次の書類を添えて役場へ提出して下さい。
ア. 自動車安全運転センターまたは警察署などの発行する交通事故証明書。
イ. 治療実日数を明示した医師の診断書（死亡の場合は死亡診断書または死体検案書）。
ウ. 死亡の場合は戸籍謄本など遺族と加入者との関係を証明する書類。
- ② 交通事故にあつたら、まず役場にお問い合わせ下さい。

□ 見舞金の額

1 級 死 亡	150 万円
2 級 自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 級各号に掲げる傷害を受けた場合	80 万円
3 級 医師の治療実日数 121 日以上 121 日未満の傷害を受けた場合	30 万円
4 級 医師の治療実日数 61 日以上 121 日未満の傷害を受けた場合	20 万円
5 級 医師の治療実日数 21 日以上 61 日未満の傷害を受けた場合	10 万円
6 級 医師の治療実日数 5 日以上 21 日未満の傷害を受けた場合	5 万円
7 級 医師の治療実日数 3 日以上 5 日未満の傷害を受けた場合	3 万円
8 級 医師の治療実日数 1 日以上 3 日未満の傷害を受けた場合	1 万円
9 級 医師の治療実日数 1 日以上 1 日未満の傷害で事故証明がない場合	5 千円